また、上記の環境影響調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、準絶滅危惧として掲載されているミクリその他重要な種が確認されている。これらの種について、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどを主な目的とし、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、現道拡幅案、申請案より北側を通過する案、申請案より南側を通過する案の４案について検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、用地取得面積が中位であるものの、施工の際に工事用道路が不要なことなどから施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどの必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、横手市長を含む秋田県内の本路線沿線の自治体の長等からなる国道107号整備促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　秋田県横手市役所

○関東地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日　関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	幅員	延長
横浜市栄区飯島町字広地一番一から同市栄区飯島町字九外広地一番一まで	後前	四三二・二メートル 八一・五メートル 四四六・六メートル 五五八・八メートル	〇〇キロメートル 〇〇三メートル 八八メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日　関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	幅員	延長
小横浜市雀区町字大面二六町二番二坪九まで	後前	三二四・六〇〇メートル 七七〇・四二メートル	〇〇キロメートル 九九九メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	横浜市栄区田谷町字株ケ下二五番一地先から同市戸塚区小雀町字大面二六番二坪九まで（ただし、別表に表示する部分を除く。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月二十七日

○関東地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百九十九号	神奈川県横浜市港北区港町六二番七地内（ただし、関係図面に表示する部分を除く。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月二十七日